

**平成26年(2014年)招集大阪狭山市議会定例会
12月定例会議会提出議案の概要(市長提出)**

● **議案第76号 大阪狭山市債権管理条例について**

地方自治法や同施行令のほか、民法、地方税法、国民健康保険法など、さまざまな法令の規定により管理を行っている市の債権について、既存の法令との関係を整理するとともに、延滞金の取扱いや債権放棄の基準を新たに設けることにより、市民負担の公平性の確保と債権管理の適正化を図るため、制定するもの

● **議案第77号 大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について**

議案第76号の債権管理条例の施行にあわせ、平成27年4月1日から市の債権管理を円滑かつ適正に行うため、各関係部署において所管する債権管理の事務を総括する部署として債権管理室を市民部に設置するため、所要の改正を行うもの

● **議案第78号 職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について**

平成27年4月1日から富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村において南河内広域公平委員会を共同設置することに伴い、職員等のサービスの宣誓に関する条例等における公平委員会に関する規定に変更が生じるため、所要の改正を行うもの

● **議案第79号 大阪狭山市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について**

難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月1日から施行されることに伴い、国の難病医療費助成制度の対象疾患が拡大される予定であるところ、大阪府の老人医療費助成制度における特定疾患となる対象疾患は、現行の特定疾患治療研究事業実施要綱に規定されている56疾患のうち、平成27年1月以降も国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患に限ると規定されていることから、本市の助成対象者を大阪府の助成対象者と同様とするため、老人医療費助成制度の特定疾患に係る対象範囲を明確にする必要があるため、所要の改正を行うもの

● **議案第80号 大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について**

子どもの健全な育成を図るため、平成5年10月に実施して以来、これまで段階的に対象年齢を引き上げ、制度の拡充を図ってきた子ども医療費助成制度について、子育て支援をより一層推進し、子どもの健やかな成長の更なる促進を図るため、平成27年4月から通院医療費の助成対象年齢を「12歳まで」から「15歳まで」に引き上げるため、所要の改正を行うもの

● **議案第81号 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について**

所得税における寄附金控除の対象となる公益法人等への寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対する寄附金を個人市民税の寄附金控除の対象とするため、大阪府税条例の改正にあわせて、所要の改正を行うもの

今回、新たに対象とするのは、所得税法や租税特別措置法に定めのある公益法人、独立行政法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人などのうち、本市の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定する法人に対する寄附金

● **議案第82号 大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について**

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月に公布され、その中で児童扶養手当法の改正規定が同年12月1日から施行されることに伴い、同法の引用条項に移動が生じたため、所要の改正を行うもの

● **議案第83号 平成26年度(2014年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第9号)について**

主に障害児通所給付費や障害者自立支援給付費、狭山東野線ほかの道路整備工事費、職員退職手当基金積立金などで、歳入歳出それぞれ4億2,267万4千円の増額補正をするもの

● **議案第84号 平成26年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について**

予算額の不足が見込まれる介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費と、不用額が見込まれる居宅介護サービス給付費について、科目間の更正を行うとともに、介護保険制度改正に伴うシステム改修費で、歳入歳出それぞれ872万7千円の増額補正をするもの

● 議案第 85 号 平成 26 年度 (2014 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算
(第 1 号) について

大阪狭山市財産区地域公共事業等交付金交付要綱に基づき、東野財産区で地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ 1, 883 万 6 千円の増額補正をするもの